

農業体験農園基本方針

有限会社 援農甲立ファーム

はじめに

今日、農家の高齢化遊休農地の増加など農業の衰退が懸念されるなかで、人々のライフスタイルは多様化し「農業をやってみたい」「自然にふれ気持ちのいい汗を流してみたい」といった人が増えているように思われます。

一方農業の経営は、これまでのようにコツコツと野菜を作っていくという慣行型の農業では将来性は望めない状況にあり、6次産業化への進出など新しい農業のあり方を模索し果敢に挑戦していくことが求められています。

このような社会の動向や農業を取り巻く環境変化に対応し、弊社では既存の野菜作りを一層強化していくとともに、新たに6次産業化に着手するなど農業の基盤強化や多角化を目指しています。

その一環として、今年度から農業体験農園（以下「農園」という。）を開設することとし、農園の開設日（以下「体験会」という。）に多くの参加者を得て、多品目の新鮮な野菜づくりを行うとともに、その農作業を通じて野菜づくりに関心を持つ人を増やし農業への関心度を高めるなど、農業の普及にも貢献して参りたいと考えています。

このようなことから、ここに農園を開設し運営にするにあたり、必要となる基本方針を定めま

す。なお、この基本方針は令和2年度の運営を念頭に置いたものであり、翌年度以降の基本方針は、必要に応じて修正し定めるものとします。

記

1 農園開設の目的

農園開設の初期の目的としては、新たに6次産業化にチャレンジする会社の広報と認知度の向上を目指します。

中長期の目的としては、新たな6次産業化の一つとして実施していくことを目指します。

併せて、参加者との交流やネットワークづくり、参加者相互や参加者と地域との交流の輪が広がることなどを通じて、まちの活気を盛り上げることに貢献していきたいと考えています。

2 農園が参加者へ提供するサービスの視点

農園が参加者お一人々に提供しようとするサービスは、つらいイメージのある農作業を、レクリエーション感覚で気軽に楽しんでいただくことのできる農業体験の提供を目指しています。

その結果、楽しみながら自分の手で野菜を作れることができた感動、その確かな実感、収穫した野菜のおいしさ、といったものを存分に味わっていただき、本農園に参加してよかったと思っただけのように運営していきたいと考えています。

参加者のそうした感動や経験を通じて、もっといい野菜をつくってみたい、もっと他の野菜も作ってみたいといった気持ちが芽生え、意欲的に農業について勉強したいという人が増えることを目指します。

3 農園の運営

(1) 耕作地の区画

耕作地の区画としては、参加者1組当たり収穫専用圃場を含めて約30㎡の区画を設けます。その1組当たりの区画とは別に、共有の畝を状況に応じて設けます。

(2) 収穫した野菜の持ち帰り

参加者は、体験会当日参加者1人ずつに割り振られた区画内と共通の畝において収穫できた野菜を持ち帰ることができます。

(3) 野菜の作付け計画

実施期間中に20品目前後の野菜を栽培します。

(4) 農薬・肥料の取扱い

農薬は使用をできるだけ控えて減農薬に努めるとともに、肥料は、有機肥料を主として栽培します。

4 農園の実施期間

開園は、3月～12月までの各月第2、第4日曜 (2021年度)

月会員は4月～12月までの各月第2、第4日曜 (2021年度)

(天候などにより変更される場合があります)

5 農園の形態と開催内容

(1) 農園の形態

本農園は次のとおり開催します。

- ①農作業を実際に行う体験会
- ②野菜作りに必要となる知識や作業方法などを学ぶ講習会
- ③季節的な催し等のイベント

(2) 農園の開催内容

本農園の開催内容は次のとおりです。

- ①体験会は、原則月2回(第2、第4日曜日の午前中)開催します。
開催時間は、9時～12時まで(休憩時間15分含)。
夏時期の開催時間は、8時30分～11時30分まで(〃)。
- ②講習会は、必要に応じて体験会の時間中に設けます。
- ③イベントは、実施期間中に数回行います。

6 参加者の枠の設定と参加決定

(1) 参加者の枠

年間参加者（以下、年会員という）の枠は20組とし、1組当たりの人数は1人～4人まで。家族連れやグループなどの複数人での参加申込みは1組とします。

但し、小学生以下の参加には保護者の方の同伴を必須とします。

また月毎に参加出来る枠（以下、月会員という）を設け、毎月2組を募集する。

(2) 参加者の募集と決定

参加者は一般広告して募集し、参加者の決定は先着とします。

(3) 次年度以降の枠

次年度以降の参加者の枠は、状況に応じて増減します。

7 参加費の設定

年会員は1組1月当たり 3,000円とする。

なお、翌年度以降の参加費は、3,000円を超えて設定することもあります。

月会員は、5,000円とする。

平成31年3月31日策定

令和2年12月1日改訂

以上